

## 中高層条例\*の手続きにおける 新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

中高層条例の手続きにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から次のような取り扱いとします。 【従前の対応から一部変更しました】

### ① 近隣関係者に対する建築計画等の説明について (条例第11条第1項関係) **【変更あり】**

通常どおり、近隣関係者に対し建築計画等の説明を行っていただく際には、原則として「訪問、面談」とします。

#### 注意事項

- 訪問、面談の際には、国のガイドライン等に基づきマスク着用など必要な感染防止対策を行ってください。
- 近隣関係者の要望により、面談を遠慮される場合には、無理に面談を求めていただく必要はありません。その場合には、所定の説明資料とあわせて『詳細な説明が必要でしたらその旨ご連絡いただきますようお願いいたします。』の内容を記載した書面をポストに投函し、近隣関係者の要望に応じてインターホン越しや電話による説明を行ってください。(説明状況報告書には、その旨ご記入ください。)

### ② 届出等書類の郵送等による受付 **【変更なし】**

#### 対象届出書類

標識設置届・説明状況報告書・共同住宅型集合建築物建築計画書・変更届  
隔地駐車場事前協議書

#### 注意事項

- 実施期間は当面の間とします。
- 届出書類・内容に不備があった場合の訂正連絡や郵送等により、通常よりも事務処理に時間を要します。時間に余裕をもって手続き願います。
- 条例第12条「確認申請日の7日前」とは完備した書類を収受した日とします。
- 郵送等により書類を紛失した場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- 届出の表紙の写しが必要な場合は返信封筒を同封いただきますようお願いいたします。(送料は届出者においてご負担をお願いします。)

<b>送付・問い合わせ・連絡先</b>
住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 西庁舎2階
所属 名古屋市住宅都市局建築指導課建築相談係
電話 052-972-2919 FAX 052-972-4159
メール a2919@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp